

法教育推進協議会 第44回会議 議事録

- 第1 日 時 令和元年9月25日(水) 自 午前10時30分
至 午後 0時04分
- 第2 場 所 法務省第一会議室
- 第3 議 題 (1) 教員向け法教育セミナー結果報告
(2) 小学校における法教育実践状況調査研究について
(3) 今後の法教育の取組について

議 事

川副官房付 それでは、予定の時刻となりましたので、第44回法教育推進協議会を開会させていただきます。

本年1月に開催されました第43回の会議後、委員の皆様の任期が満了し、今回は、再任の方、新任の方を含めまして、新しい委員の方々で行う初めての会議となります。そこで、座長が選任されるまで、事務局の川副が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、法務省大臣官房司法法制部長の金子から、委員の皆様に御挨拶をさせていただきます。

金子部長 おはようございます。この7月に司法法制部長を拝命いたしました金子です。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より法教育の推進に御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。本日は新しい委員をお迎えしての最初の法教育推進協議会の開催となりますが、新しく御就任いただきました委員の先生方には、法教育の推進に御理解を賜りありがとうございます。また、再任の方々には、引き続き御協力いただけることに、心より御礼申し上げます。

本協議会には、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について、大局的な観点から指針をお示しいただくという重要な役割を担っていただいております。これまでも、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けた法教育教材の作成を含めまして、法教育の普及・推進のために大きな方向性を示していただけてきたところと認識しております。

本年6月には、本協議会や教材作成部会の委員の皆様に御協力いただいて作成いたしました高校生向け冊子教材が、学校現場で役立つ優れた教材ということで、公益財団法人消費者教育支援センターからの表彰を受けました。また、この後の議題でも御報告いたしますが、本年8月には、教員向け法教育セミナーを開催いたしました。そこでは、本協議会委員の橋本先生や、昨年度まで座長を務めていただきました小粥先生にも基調講演をいただきました。私自身、当日全てのプログラムを拝見いたしましたけれども、どの会場も活気にあふれ、大変盛況であったというふうに思っております。

このようなセミナーは、法務省としては初めての取組として開催したものでございましたが、定員を超える申込みをいただいたほか、法教育教材に関する問合せも徐々に増えてきているとのことでございまして、本協議会委員及び教材作成部会委員の皆様の御尽力により、法教育に対する関心も高まってきていることを実感しているところでございます。

本日は、議題3におきまして、今後の法教育の取組の方向性について御協議をいただく予定としておりますけれども、社会に真の意味で法教育が根付き、国民一人一人が法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、教育関係者、法律家、研究者等が連携して取組を進めていくことが重要であり、その意味でも、本協議会の果たすべき役割は今後も非常に大きいものと考えております。

本日も、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、法教育の推進を図ってまいりた

いと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の御挨拶とさせていただきます。

では、お願いいたします。

川副官房付 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、この度、法教育推進協議会の委員の皆様の新しい任期が始まっております。委員の名簿につきましては、お手元に資料1としてお配りしておりますが、今回御出席いただきました皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、新任の委員の方です。東京都教育庁指導部義務教育指導課統括指導主事の秋田委員です。

秋田委員 よろしくお願いいいたします。

川副官房付 筑波大学名誉教授の江口委員です。

江口委員 江口です。よろしくお願いいたします。

川副官房付 続きまして、文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官の小栗委員です。

小栗委員 小栗です。よろしくお願いいたします。

川副官房付 東京大学大学院法学政治学研究科教授の佐伯委員です。

佐伯委員 佐伯です。よろしくお願いいたします。

川副官房付 続きまして、弁護士・日本弁護士連合会市民のための法教育委員会委員長の野坂委員です。

野坂委員 野坂でございます。よろしくお願いいたします。

川副官房付 新しく委員になっていただきました、立教大学大学院法務研究科教授の野澤委員です。

野澤委員 野澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

川副官房付 続きまして、福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授の橋本委員です。

橋本委員 橋本です。どうかよろしくお願いいたします。

川副官房付 最高裁判所事務総局総務局第一課長の平城委員です。

平城委員 最高裁、平城でございます。よろしくお願い申し上げます。

川副官房付 新しく委員になっていただきました、日本司法支援センター本部総務部長の細川委員です。

細川委員 法テラス、細川です。よろしくお願いいたします。

川副官房付 弁護士・日本弁護士連合会市民のための法教育委員会委員の村松委員です。

村松委員 村松です。よろしくお願い致します。

川副官房付 本日、日本司法書士連合会副会長の小澤委員の代理で御出席いただいております、司法書士・日本司法書士連合会企画部門の理事、法教育推進委員会担当理事の高橋様です。

高橋司法書士 高橋です。よろしくお願いいたします。

川副官房付 本日は御欠席でございますが、小澤委員には、引き続き委員として御参加いただくことになっております。なお、本日御欠席ですが、名簿にありますとおり、安藤委員、磯山委員、猪瀬委員、岩崎委員、太田委員、窪委員、館委員、長戸委員にも、引き続き委員をお願いしております。また、最高検察庁総務部長の畝本委員に、新たに委員に御就任いただいております。

皆様，どうぞよろしくお願いいいたします。

それから，事務局にも変更がございましたので，紹介させていただきます。

司法法制部付の栗田です。

栗田部付 栗田でございます。よろしくお願いいいたします。

川副官房付 司法法制部付の三嶋です。

三嶋部付 三嶋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

川副官房付 それでは，次に座長の選任に移りたいと思います。どなたか適任の御推薦をいただきたいと思いますが，御推薦ございますでしょうか。

江口委員 では，私から。佐伯先生にお願いしたいと思います。

川副官房付 ありがとうございます。

ただいま，佐伯委員の御推薦がありましたが，いかがでしょうか。

では，皆様御了承ということで，佐伯委員に座長をお願いすることとさせていただきますと思います。

これから先の議事進行については，座長に選任された佐伯委員にお願いしたいと思えます。こちらの席にお移りいただきてよろしいでしょうか。

佐伯座長 座長に選任されました佐伯でございます。大変微力ではございますが，皆様の御協力を得まして，充実した協議ができるように努めてまいりたいと思えますので，どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは，本日の議題に入りたいと思えます。お手元の議事次第を御覧ください。本日は，「教員向け法教育セミナー結果報告」，「小学校における法教育実践状況調査研究について」，「今後の法教育の取組について」の三つの議題を予定しております。

議事を進めるに当たり，事務局から配布資料等の説明をお願いいたします。

千葉部付 それでは，事務局から配布資料等の御説明をさせていただきます。

資料1は，本年9月現在の本協議会及び教材作成部会の委員の名簿でございます。資料2は，本年8月に実施いたしました教員向け法教育セミナーに関する資料です。内容につきましては，議題の一つ目で説明させていただきます。資料3と資料4は，平成24年度に実施いたしました小学校における法教育実践状況に関する調査研究の報告書と調査票でございます。今年度同様の調査研究の実施を予定しておりますので，議題の二つ目におきまして，調査項目案などについて御議論いただく予定でございます。資料5から資料7までは，議題3の今後の法教育の取組に関する資料でございます。後ほど御説明させていただきます。

このほか，委員の皆様のお手元には，右上に委員限り資料と書かれております資料1から資料4までを配布させていただいております。こちらの資料1と資料2は，議題2に関する資料でございます。今年度実施いたします調査研究における調査事項案として，A案，B案の2案を基に御議論いただければと考えております。資料3と資料4は，三つ目の議題，今後の法教育の取組に関する資料です。

また，席上に小学校，中学校，高校の各法教育教材の冊子を置かせていただいておりますので，必要に応じて御参照ください。

お手元の資料に不足がございましたら，事務局までお声がけくださいますようお願いいたします。

以上です。

佐伯座長 よろしいでしょうか。本日も委員限りと題する資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としておりますので、御了承ください。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

一つ目の議題は、「教員向け法教育セミナー結果報告」です。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

千葉部付 お手元の資料2を御覧ください。

本年8月20日に、東京都内におきまして、「教員向け法教育セミナー～成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて～」と題してセミナーを開催いたしました。この取組は、学校現場の先生方を中心とした、より多くの方々に法教育の意義や必要性を知っていただくとともに、法教育授業の具体的な実践方法のイメージを持っていただけるよう、今回初めて企画したものです。

資料2の1枚目は、法務省ホームページ上で紹介しておりますセミナーの開催結果概要でございます。写真を2枚載せておりますので、会場の雰囲気がお分かりいただけるかと思いますが、定員を上回るお申込みをいただきまして、大変多くの方に御参加いただくことができました。今回のセミナーには、社会科科目の御担当の教員の方々に多く御参加いただきましたが、社会科以外の教科の御担当の方や管理職の方にも御参加いただきました。また、教員以外の方の参加も、全体の3割に上るなど、様々な立場の方に関心を寄せていただくことができたのではないかと考えております。

当日のプログラムにつきましては、資料2の2枚目のチラシの裏面を御覧ください。

セミナーの前半では、本協議会の前座長を務めていただきました一橋大学大学院法学研究科教授の小粥先生と、本日も御出席いただいております橋本先生のお二人に基調講演をいただきました。橋本先生の御講演では、新しい学習指導要領が取りまとめられるまでの中央教育審議会における議論の様子や新学習指導要領のポイント、新設科目である「公共」と法教育の親和性などにつき、お話しいたきました。小粥先生の御講演では、契約法の基本的なルールや考え方、契約と消費者保護との関係、契約法の限界などにつき、お話しいたきました。

基調講演の後は、小学校、中学校、高等学校の三つの分科会に分かれまして、法教育の模擬授業を行っていただきました。小学校分科会の講師は、現在、教材作成部会で委員を務めていただいております櫻井正義先生、中学校分科会の講師は、中学生向け冊子教材作成当時の教材作成部会で委員を務めてくださった寺本誠先生、高等学校分科会の講師は、同じく現在、教材作成部会で委員を務めていただいている宮崎三喜男先生に、それぞれ御担当いただきました。法教育推進協議会作成の法教育教材をできるだけ多くの方々に知っていただけるように、各分科会におきましては、いずれも法教育推進協議会作成の法教育教材を用いた模擬授業を行っていただきました。また、今回のセミナーにおけるテーマの一つとして、成年年齢の引下げというものがございましたので、各分科会とも契約や約束といった私法分野について授業を実施していただきました。

終了後、参加者からは、「基調講演をもっと詳しくじっくり聞きたかった」、「どの教材も実践しやすい内容であり、使ってみたいと思った」、「東京以外の地方でも開催い

ただきたい」などの感想もありまして、法教育の普及・推進に資する大変有意義な機会となったのではないかと考えております。

初めての開催であり、いろいろと反省点もございますが、定員を上回る多くの方からの参加申込みをいただき、このように盛況のうちにセミナーを終えることができたのも、すばらしい御講演をいただきました先生方と、後援をいただきました文部科学省を始めとする関係機関の皆様、学会や研究会等での周知に御協力をいただきました先生方のお力添えのおかげと思っております。この場を借りて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

最後に、このセミナーの開催結果につきましては、法務省ホームページに資料と併せて報告書を後日掲載する予定としておりますので、御参照いただければと思います。

今年度のセミナー開催結果についての御報告は、以上となります。

佐伯座長 どうもありがとうございました。

今回のセミナーでは、基調講演をされました橋本委員を始め、委員の皆様の中にも御参加、あるいは見学された方がいらっしゃるのですが、今回のセミナーを御覧になられて感想等ございましたら、御発言いただけますでしょうか。

よろしく願います。

橋本委員 私、基調講演を担当したんですけれども、率直に申し上げて、これだけの参加者が集まるというのは、全く思ってもいなかったことで、非常に短期間で周知、告知をしたのにもかかわらず、たくさんの方に参加していただいたということと、あとは、これまで法教育のセミナーというのは、各種団体が催されているところだと思いますけれど、法教育に非常に熱心な先生が来られていたということがあったかと思うんですけれど、今回のセミナーは、ざっと聴衆を拝見したところ、法教育に熱心な方ということは意外にそんなに多くなくて、本当に多様な立場の先生方が参加されているということもあって、法教育の広がりという意味でも、非常に意義がある会だったんじゃないかなというように思いました。

あとこの時期には、どうしても教員向けのセミナーというのはほかにも各種団体が行っているところなんですけれども、ちょうど日程も、その各種団体のセミナーとバッティングしなかったのも、学校の先生方には集まっていただきやすい時期に日程を設定されたということもあって、多くの参加者に集まっていただいたんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

細川委員、願います。

細川委員 法テラス本部総務部長の細川と申します。本年度から委員になりました。よろしく願います。

私は高等学校分科会を傍聴させていただいたところですが、みんなで実際に考え、授業を実際に進めていくような形式で進められておりまして、非常に実践的なもので、非常にためになるものだと思います。特に、生徒に考えさせながら法律について教えていくというところについては、非常に良いのではないかと考えています。

一つ感想といたしましては、例えば、学校の先生自体はいろいろな分野を教えている中で、その中で法教育を教えております。内容につきましても、例えば、個別の条文の解

積とかというのではなくて、もっと大きな枠組みの、法律とは何かとか、法や決まり、ルールの基本となる考えを学ぶとか、司法の基本的な考えを学ぶということでした。私も、条文の解釈とかであれば、実務家として慣れているところなんですけど、逆に、基本的なところを考えるというところについては、難しいなと感じるところがありました。先生としても、法の基本というところについて土地勘がないと思いますので、法律の専門家が適切に協力しながら二人三脚で進めていくということが、非常に大事ではないかというふうに感じております。

以上です。

佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

村松委員、お願いします。

村松委員 私は仕事の関係で、基調講演の最後の方からの参加になってしまいましたので、全体のコメントはできないんですが、一言申し上げますと、こういう形で教員の方に来ていただいて、それで、実際に作った教材の説明をし、なおかつ教材を配布されたというのが、すごく良かったんじゃないかなと思っております。

これまで、法教育の教材はいろいろ作ってきましたけれども、作って終わりというところがあったような気がするんですね。むしろ、作った後が大事であって、これを現場にどう周知していくのか、手に取ってもらえるのかというところが課題かなと、私は思っていたところがありますが、今回は正にそれを実践していただき、非常に良い企画だったかなと思っております。

あともう一点、分科会は高校の方に参加したんですけれども、講師の宮崎先生、非常に話がお上手でした。「公共」の指導要領の話から始まって、実際の授業の位置付けであるとか、授業の実践もされていて、聞いていて、おもしろそうだな、やってみたいなと私も思いましたので、恐らく参加された先生方も、多かれ少なかれそういう感想は持たれたんじゃないかなと思っています。こういった取組を通じて、この教材を使ってみようという働きかけができると、これからも良いかなと思いました。

佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

秋田委員、お願いします。

秋田委員 すみません。ちょっと全く、この法教育セミナーに参加していないんですけれども、これ、来年度って日程的には、今、橋本委員の方からも、ちょうどこの日程の設定が、ほかの教員の研修と重ならなかったのも多数が参加された一つの要因かなというお話があったのでと思ったんですけれども、来年もこのあたりで考えているようであれば、来年オリパラがあるので、ちょうどそのオリパラの大会期間と重なりますし、東京都としても、都の方でもこの期間、研修であったりとか、そういったものは避けるようにというようなものになっているんです。一応情報提供までなんですけれども、ちょっとそこが心配というか、気になったので、ちょっとお話しさせていただきました。

川副官房付 来年度以降のことについては、後ほど議題3でもお話しさせていただきますが、我々法務省としても、この教員向け法教育セミナーを続けていきたいと思っております。来年度は2回程度、東京以外でもやりたいと考えていたところです。仮にそうなれば、夏の時期は東京以外の場所で実施し、夏以外の時期に東京で実施するといった選択肢を持てればと思います。もちろん回数も含めて現時点の予定ではありますが、その点

は考慮したいと思います。ありがとうございます。

佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

今の点も含めまして、議題3でまた来年度以降のセミナーの実施については、御協議いただく予定となっております。今年度のセミナーについては、このぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、次に、二つ目の議題であります、「小学校における法教育実践状況調査研究について」に移ります。

小学生を対象とした法教育の実践状況について、調査研究を実施することについては、本年1月に開催された第43回の協議会でも、皆様に御協議いただいたところです。この調査研究は、これまでの法教育の取組の効果を分析し、今後の法教育に関する実務的な課題を把握するため、法務省において実施されるものではありませんが、調査項目の内容等について、委員の皆様にも御意見をいただきたいとのことです。このため、本日は、事務局で作成された、現時点での調査事項（案）を基に御協議いただければと思います。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

千葉部付 それでは、小学校における法教育の実践状況調査研究について、説明させていただきます。お手元に資料3と資料4、そして、委員限り資料1、委員限り資料2を御用意ください。

まず、法教育実践状況調査について説明をさせていただきます。法務省では、学校現場における法教育の実施状況などを把握し、法教育推進に向けた施策に反映させるため、専門家の先生方に御協力をいただき、平成24年度に無作為抽出による全国の小学校1万校を対象としたアンケート調査を実施いたしました。資料3が、その分析結果などが記載された報告書でございます。また、その際に、各学校に配布しました調査票が資料4です。

その後、中学校、高等学校の普通課、高等学校の専門科と、順次調査を実施するとともに、調査結果を法教育推進に向けた施策に反映させてまいりました。しかし、最初の調査から約7年が経過し、前回の調査以降、学校を取り巻く環境も大きく変化してきておりますことから、今回、改めて現在の学校現場における法教育の実践状況を調査することといたしました。

今年度は小学校を対象とした調査を実施いたします。調査は法務省におきまして実施するものですが、より効果的な調査とするため、調査票（案）につきまして、委員の先生方の御意見を賜りたいと考えております。

それでは、まず、今回の調査の大まかな流れ等について御説明いたします。今回の調査対象は、前回、平成24年度に実施した調査と同様、全国の小学校約2万校のうち、1万校程度を無作為抽出して行う予定です。また、調査項目などにつきましては、本日もいただいた御意見を基に、当省において検討・決定いたしますが、前回同様、調査票の印刷、発送、集計、分析等は業者に委託して行うこととしております。おおよその予定といたしましては、11月に調査票を発送し、年内に回収、年明けから分析を行い、年度内に報告書を完成させるというスケジュール感で進めようと思っております。調査結果の概要につきましては、次回の協議会にて報告させていただきたいと思います。

続いて、調査票（案）について御説明いたします。資料として、事務局では調査票

(案)を2案作成しております。まずは、委員限り資料1、表紙にA案と書いてあるものを御覧ください。

A案は、平成27年度に実施した高等学校における法教育の実践状況調査の調査票を参考にしつつ、平成24年度の小学校を対象とした調査結果との比較、定点観測や、作成した法教育教材の使用状況、新たな課題、要望等が把握できるよう、質問事項を作成いたしました。

資料4に付けております、平成24年度の前回調査時の調査票との違いについて、御説明させていただきたいと思っております。前回は、法教育の実践状況につきまして、教科ごとに回答してもらった後に、最後に学校全体の取組を回答してもらったのに対し、今回のA案では、前半の第1から第4までで学校全体の取組状況を聞き、後半の第5から、これは7ページ以降でございますが、こちらからは、教科ごとではなくて学年ごとに実施状況を回答してもらう形に変更いたしました。小学校は担任制であるため、教科ごとに具体的な実施状況を回答していただくことが難しいのではないかと考えたためです。また、調査票の第5から第7までを物理的に切り離せる状態で送付し、各学年の御担当に回答していただくことで、回答の負担軽減になるのではないかと考えました。そのほか、回答をいただく先生に、法教育に対する具体的なイメージを持っていただいた上で回答を作成いただけるよう、調査票の冒頭に、法教育とはどのようなものなのかなどを記載しております。1枚目の冒頭の上の部分、本調査についてと書いてあるところです。それとともに、法教育の実践状況を回答いただく問8、問14、問20には、各学年、各教科の学習指導要領の抜粋も示しました。調査票は27ページ、枝番も含めた問数は47問となっております。参考までに、平成24年度の調査は、全部で15ページで36問でした。

以上がA案ですが、本協議会に先立ちまして、本案をあらかじめ委員の皆様にお送りし、御意見を伺いましたところ、今回御欠席の委員も含め複数方から、分量・字が多過ぎる、教員の負担が大きくなり、回収率も悪化するのではないかとといった御指摘を賜りましたので、調査項目を簡素化したB案を作成いたしました。

お手元の委員限り資料2、表紙にB案と書いてあるものを御覧ください。

A案の1ページ目とB案の2ページ目の目次をそれぞれ比較いただきますと分かるように、A案では、第5から第7までで学年別にお聞きしていた法教育の実践状況を、B案では第5で全学年についてまとめて評価形式で聞く形にいたしました。

B案の7ページ、問8を御覧ください。A案では学習指導要領の抜粋を記載しておりましたが、B案では、法教育の観点を取り入れた授業につき、どの学年のどの教科で実施されているのかを丸を付けていただいて、さらに、特に法教育の観点から工夫した授業を実施された場合には、その具体例を自由記載の形で記載していただくという形に変更いたしました。なお、学習指導要領上の抜粋を削除したことに伴いまして、1ページ冒頭の「本調査について」という部分の説明を若干修正の上、一番最後に別添として、平成29年告示の小学校学習指導要領の解説総則編の付録6「法に関する教育」を添付することで、学習指導要領と法教育との関係についてのイメージを持っていただくということを考えております。

また、A案に対する御意見として、事前に複数の委員の皆様から、法教育推進協議会作

成の法教育教材の使用状況について、詳しく質問した方が良いのではないかと御意見をいただいておりますところ、B案では、9ページ、第6の問9から問14までを教材に関する質問といたしました。そのほか、第1から第4までの質問につきましても、学校内外で分けて質問していた法教育に関する研修会について、まとめた形で質問するなど、A案に比べて極力簡素化した形で作成いたしました。

なお、A案と比較いたしますと、全体の問い数は、枝番を含めて47問から28問に、ページ数は27ページから12ページに減っております。以上がB案の概要でございます。

委員の皆様からは、A案、B案のそれぞれについて、問い数など全体的なことのほか、各問いの選択肢などについても、御意見等をいただきたく存じます。事務局からの説明は以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明のありました調査事項(案)について、御意見を伺えればと思います。

まず、御欠席の先生から御意見をいただいているようですので、その御意見を事務局から紹介していただきたいと思っております。

千葉部付 御欠席の委員の御意見について、紹介させていただきます。いずれもA案についての意見でございます。

館委員、岩崎委員から、A案について、全体の分量が多く、教員の負担が大きい、返答率が極めて低くなるのではないかと、また、学習指導要領の抜粋が長過ぎるとの御意見をいただいております。この点について、岩崎委員からは、学習指導要領の全てを抜き出すのではなくて、キーワードのみにすべきとの御意見もいただいているところでございます。さらに、館委員からは、調査の副次的な効果として、この機会を啓蒙に利用すべき、1万校もの学校に直接配布できる機会は貴重である、学校生活、例えば学級の生活やいじめ問題、SNSなどで、法教育が具体的にどのように役に立つのか、法教育の使い方を知ってもらうことが重要である、また、実践例を添付してもよいのではないかと御意見を、岩崎委員からは、冒頭の部分の説明が文字ベースなのが分かりにくい、イラストや表を用いて、一目見て分かるようなものを添付してはどうかとの御意見をいただいております。

このほか、B案につきましても、他の欠席委員から、B案の問8の部分につきましても、法教育の受け止め方にも個人的な差があるので、単に丸を付けてもらうだけではなく、程度に応じて二重丸、丸、三角と、段階を付けて書いていただいた方がよいのではないかと御意見もいただいているところでございます。

佐伯座長 ありがとうございます。ただいま御欠席の委員の御意見を紹介していただきましたけれども、御出席の委員の方々、何かございますでしょうか。

秋田委員、お願いします。

秋田委員 私もA案の方を見させていただいて、ちょっとこれは無理じゃないか、大変申し訳ないなとは思ったんですけども、学校の現場の負担を考えると、これは厳しいんじゃないかということでお話をさせていただきました。

今、B案の方を見て、大分スリムになったので、すごくそこは改善を図られて有り難いなというふうに思っているところです。ただ、これでもやっぱり、正直、受け止める現

場としては、やっぱり多いかなっていうふうに感じるところなんです。

今、全て吟味できているわけじゃないですけども、ざっと見させていただいた中で、例えば、問1のところなんですけれども、やっぱりここ、結構答えづらいと思うんですね。「現在、貴校において、法教育はどのような位置付けですか。」といったときに、「3 重視していない」というのが、イコール、法教育やっていないのというふうなことになる、学校としては、3は付けにくいですよ。だって、法教育は学習指導要領に位置付けられているわけですから。で、「どちらともいえない」って、これも選びづらいですよ。学校として教育課程を届け出ているのに、やっているの、やっていないのって言われたときに、どちらともいえないというの。じゃ、「重視している」といわれて、授業でやっているけれども、重視しているまではいかない。そこで、どのような位置付けですかっていうのは、つまり、何を求めているかというのが非常に抽象的で。

小学校では、小学校だけじゃないですけども、回答する先生方はほぼ副校長だと思うんですけども、やはり回答される方は結構真剣に考えると思うので、この調査で何を求めているのかということが分かるようなものが良い。例えば、法教育等々を推進していくのに、人材をどんどんどんどん授業の中に入れていきたいんだっていうことだったら、それが分かるような調査にしていくべきだと思いますし、我々も都でも調査はよくやりますけれども、この調査で何をエビデンスとしてとりたいのかなということが分かるかというかなと思った。学校サイドからしてみると、正直言って一番迷惑なのは、とりあえず調査やります、でも、それがどう生かされるか分からないですっていうような調査で、結構多いんです。都でもあるんですけども。それって、やっぱり現場サイドからしてみると、何のために協力しているのっていうのがあるかと思うので、そういった意味で、この調査を行って、次の今後の展開につながるかもしれないんですけども、何を法務省さんで展開していきたいのかなということが分かると、良いのかなんていうふうに思いました。

あと、やっぱり表紙は、私も同じで、字ばかりでこれだけだと読みにくいので、もっと簡潔に、ここはどういうふうに答えればいいのかということだけ、丸を付けてくださいとかって書くぐらいにして、もしこういう大事なことがあったら、頭紙、かがみ文じゃないですけども、別にした方が良いのかなんていうふうには思いました。

佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

野澤委員、お願いします。

野澤委員 私、初めてなものでよく分からないのですが、Bの方の9ページの間10で、保管場所を聞いているのは、何を期待してこういう設問があるのか、ちょっと分かりにくいなと思ったんですけども。法教育教材の保管場所というのは、何か特にこちらが指定しているもの、あるいは、こういうところに保管してほしいみたいなのがあるんですか。ちょっとこの問いが、何かよく分からないなと思ったものですから、伺わせていただきたいなど。

佐伯座長 では、事務局からお願いします。

川副官房付 お答えさせていただきます。教材の保管場所につきましては、事前に委員の方からそのような質問をしてみてはどうかという御意見、アドバイスをいただきました。

学校現場には教材が多数送られてきているのが現状で、そのまま教材がお蔵入りになり、埋もれてしまっている場合が多いということなので、送られた教材をどこに保管していますかという問いを1回問いかけた方がいいのではないかと、きちんと管理している学校はそれでいいでしょうし、そうではないところも、問いをきっかけに教材の存在がきちんと確認されて、教材の存在の認識が広がるんじゃないかと、そういうきっかけにもなるかもしれないということで、こういう問いを入れました。

野澤委員 何か法科大学院にいたもので、法科大学院だと、法務省の法総研から送ってくる教材がものすごく貴重で、管理者もきちんとしなきゃいけないとか、何かそういう管理の方に目がいってしまうので、もしかして、この法務省の教材というのは大変貴重なもので、しっかり管理をしないとイケないのかなと思って、そのために、こういう設問があるのかと思ったんです。そういうわけじゃないのですね。

佐伯座長 小栗委員、お願いいたします。

小栗委員 先ほどの秋田委員の発言に関連した内容ですけれども、法教育の重要性はもちろん認識した上で話しさせていただきますが、現在、文科省では、教員の働き方改革に取り組んでおりまして、喫緊の課題としております。特に、現場からの要請として、調査、それから事務処理等できるだけ簡素化して、その分、子供と向き合う時間を確保したいという要望が出ておることもありまして、他省庁からのアンケート等についても十分に吟味して対応しているところでございます。

B案を見せていただいて、まだ精査はしていませんけれども、ページ数が減少したり、項目数が減っていて、取り組みやすいものになっていると思うんですけれども、なお一層シェイプアップしていただければというふうに思っているところでございます。

それから、先ほど出ました問10ですけれども、問10の2と3で、何年生の先生、あるいは何科の先生が担当され、保管しているかという問いがありますが、資料として小学校学習指導要領解説総則編の付録である、「法に関する教育」というA3版のプリントが付いているかと思いますが、法教育については、一つの教科等で目標を達成できるものではなくて、幾つかの教科等が連携して、いわゆるカリキュラムマネジメントを働かせて取り組むと効果的であるというふうに言われております。具体的に、例えば、教材を特別活動の先生が持っていらっしゃるということであれば、その学校では、特別活動の先生が主になって取り組んでいらっしゃるということなんだと思うんですね。あるいは、社会科の先生かもしれない。その割合が分かると、我々が誰に対して働きかけをしていくかということも分かるのではないかとというふうに思って、その問いはなかなかおもしろいかなと、私は個人的に思ったところです。以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

江口委員、お願いいたします。

江口委員 秋田先生と小栗先生が言われたことを受けながら、僕が前に調査したときには、文部科学省も法教育なんていう言葉自体も認めない状況の中で、法教育を推進するという状況だったですよね。ところが、今、小栗先生が言ったように、学習指導要領の解説に、「法に関する教育」を入れることを文科省が認めてくれたんですよ。だから、もう推進する側ではなくて、これを定着させるためのアンケート調査をしなきゃいけないということが分かりました。要するに、これをどうちゃんと現場で展開しますかという構

造の方に持ち込むような調査に持っていかないと、また文科省とのやりとりが始まるので。この協議会を始めて、文科省が法に関する教育って認めてくれた。いわゆる法教育って書けばいいんですよ、ここで。法に関する教育は、法務省が訴えるいわゆる法教育であると書いて、それをどう展開したらいいですかという構造に持っていくチャンスかなと思いました。内容はできるだけ減らしていくという構造でワークルールを守らないと、それこそ痛い目に遭うと思います。全体的には、そんなところですよ。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

野坂委員、お願いいたします。

野坂委員 野坂でございます。法律事務所にも、いろんな機関からいろんなアンケートがよく送られてくるんですが、本音を言うと、たくさん文字を書かなきゃいけないと、あんまり答えたくないというのがあるんですよ。なるべく選択式で選んでいける問いだけに絞られれば絞る方が、回答率は上がるんじゃないかと思えます。

とはいえ、自由記述というのはある程度必要は必要なので、問7のように、御意見、御要望があれば御記入くださいと、こういう自由記述欄はあった方が良くと思うんですが、自分が回答するつもりでこれを見ていくと、問8-1、8-2辺りのところで、結構面倒くさい話になります。どなたが回答することを想定されているかによりけりだと思うんですけども、中学校、高校だったら社会科の主任の先生が、校長先生なり教頭先生から、お前書けというふうに言われる可能性が高いかと思うんです。小学校だとどなたがお答えになるのかよく分からないですけども、学校の中でかなりいろんな先生に、「何かやっているか」みたいに聞かなきゃ答えられないような質問で、かつ記述式というのはどうなのかなと。集計するときにも、これだけの件数でやるとすると、記述式の回答というのが、集計のところでは非常にやりにくくなるので、今の小学校の学習指導要領の中で、どのような教科でどのようなことがやれるかというのは、ある程度具体的に想定できると思うので、この辺りの問いは、可能ならば選択式にできないのかなと。これ以外にやっていることがあればお書きくださいとか、「その他」という項目を入れるのがいいと思うんですけども、学年についても教科についてもテーマについても、選択式にできるのなら、選択式にした方が良くかなというのが、私の意見です。

佐伯座長 ありがとうございます。問8はやっているかどうかを聞いていて、問8-1で具体的な内容を聞く形になっておりますけれども、今の野坂委員の御提案というのは、この記入例にあるような項目をあらかじめ挙げておいて、丸を付けてもらうというような、そういうイメージでいらっしゃいますでしょうか。

野坂委員 はい、そういうイメージです。

佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

村松委員 このB案の5ページ以下を例に、少し考えを述べさせていただきたいと思えます。B案の5ページでは、第4で「法律家や関係各機関との連携について」というテーマで質問がなされています。これと同じような質問は前回の調査でも行っていて、資料3の報告書の34ページ以下がその調査項目内容、項目ということになります。何を申し上げたいかということ、前回やった調査結果と今回やる調査結果で、どれだけ数値が変わったのかという定点観測を、どの程度やるべきなのかということころは、まず一つ考えても

いいのかなと思いました。もちろん、当時と現在の状況が違いますので、同じ質問になるとは限りませんが、定点観測できるものについてはした方が、恐らくこの間の推移が分かるだろうと思われま

す。B案の5ページの間6を例に申し上げますと、連携先についていろいろ問いがあります。前回の調査ですと、資料3の34ページ以下で、35ページに具体的な回答の集計がありますけれども、下の方の文字のところ、税務署であるとか警察署の回答や、その他の回答もありますので、恐らくこういうのを拾って、細かく分類分けをされたということは、それはそれで良いのかなと思っております。一方で、資料3の37ページですけれども、前回の調査の(29)では、連携はどのような内容のものでしたかという問いがあつて、こういった項目に分けて聞いているわけですが、今回はこれをフリーで書いていただくことが予定されています。この点について、一つは、集計の手間がこれで大丈夫なのかなというのが気になりました。それから、前回との対比は、これだとなかなかできにくくなるのかなという気がしました。

B案の6ページのところは、関係機関と連携を行わなかった理由について聞いておりますけれども、これについても、前回の調査では、報告書の39ページの(31)で同じような問いがあるわけですが、今回の回答項目は少し違うんですね。もちろん今回の回答項目の方が良いのであれば意識して変えれば良いと思っておりますけれども、その辺の整合性についても一応確認をした方が良いのかなと感じました。

佐伯座長 ありがとうございます。継続性については、今回の調査では、ある程度諦めているところがあるかもしれませんが、確かに御指摘のようにあった方が良いのは当然なので、あんまり困難なく継続性を維持できるところについては、維持した方が良いでしょうに私も思います。

自由記載欄については多分、自由記載は自由なので、こういう形にすることによって、負担が軽減されているという考えで作られていると思うんですけども、アンケートに答えられる先生方が真面目にお書きになるとすると、自由記載といいながら実は負担が結構あるということも、意見をお伺いして思いました。そういう意味では、確かに項目を挙げて丸を付けていただくという方が、負担が少ないかもしれませんね。

ほかにはいかがでしょうか。

最初の説明の部分、字が多いのではないかと御指摘をいただきましたので、事務局から御説明をいただきたいと思

います。川副官房付 今、追加資料を配らせていただいています。もちろんここに参加していただいている先生方は法教育に御関心をお持ちいただいていると思うんですが、法教育といつても、具体的にイメージできない先生もいるのではないかと、特に小学校ではそういう学校もあるのではないかとのお話もございましたので、調査の冒頭で、「法務省で考えている法教育はこういうものです」、「学習指導要領でもこういったところに表れています」というような説明を書かせていただいているというのは、先ほど御説明したとおりです。しかし、やはり文章だと分かりにくいといったお話もございまして、委員の方から事前に御意見を伺った際に、調査票の1枚目に載せるのか、別添という形で付けるのかは検討する必要がありますが、学年と教科ごとで、しかも、どういう単元とかどういう内容の授業のときに、法教育の授業の内容が取り入れられているのかということ

分かりやすく表形式で示した方が、全て文章で書かれるより良いんじゃないかという御指摘をいただきました。

学習指導要領をそのまま抜き出したりとか、B案の最後に付けている解説を、お忙しい先生方にも読んでいただけるかどうか疑問であるという御意見もございまして、このようなキーワード的なところを拾って、「こういう授業では、基本的に法教育と親しみがある」、「法教育に関連する内容の授業を、皆さんはもう既にやっただいていると思います」と、意識するとしないとにかかわらず、やっただいているということを、すぐに分かってもらえるようなものを作ってはどうかという御意見もいただきました。最初の書き振りについては、先ほど秋田主事からも、文章だけだと分かりにくいんじゃないかという御意見もいただきましたが、最初に法教育をイメージしていただくのに、そういったものを付けるというのが、良いか悪いかというところにもし御意見があれば、いただければと思います。

佐伯座長 今の点について、いかがでしょうか。

場所もあるんですかね。いきなり1枚目でどーんと書かれていると、ちょっと、見ただけでめげてしまうというところもあるので、最初の1枚目は、先ほど江口委員から御指摘があったような、いわゆる法教育について調査させていただきたいということだけ書いて、法務省の考えている法教育というのはこういうものだというのは、2枚目で説明するとかいう方法もあるかもしれませんね。

それから、私の子供が小学校に行っているときも、小学校の配布物には、ちょっとイラストがあったりして、本文と直接関係があるわけではなくても、何となくやわらかい感じになるというところもあるのかもしれない。秋ならもみじとか。法教育の概念をイラストで説明するというのは、なかなか難しいかもしれません。

今お配りいただいた、このイメージの図等を含めまして、その他の点でも結構ですので、御意見をよろしくお願いします。

江口委員 ホウリス君をやっぱり説明すべきだと思いますよ。子供たちがちゃんとあれした中で、どっかで、このアンケートの中にホウリス君って知っていますかとか、子供たちにあれしていますかとか、何かやればいいんじゃないですか。法務省として自律的にやったらいいんじゃないですか。

佐伯座長 野澤委員、お願いします。

野澤委員 前回のアンケートだと、回収率19.11%というのは大変低いんじゃないかというふうに思うんですが、やっぱり何か30%ぐらいとかなないと良くないのかなと思って。それで、前回は割と、1枚目、表書きが割とすっきりしていますよね。これでも、やっぱり回収率が低かったのに、多分今回の案だと、かなり字が多いんで、最初からやる気なくなっちゃうかなというふうに思うので、やっぱり1ページ目は簡素にした方が良いかなど。

あとは、法務省の考えている法教育というものを、きちんと、ここで説明されているわけですけども、こういう、今回出していただいたようなイメージを付けながら、説明をきちんとする方が良いかなど。このアンケートの重要性というものをきちんと分かっていたら、そうじゃないと、回収率がやっぱり低いままになってしまうんじゃないかなというふうに思います。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

A案よりB案の方が良いという御意見が大勢だったかと思えますけれども、B案もさらにシェイプアップをしてはという御意見をいただいておりますので例えば、こういう問いは要らないのではないか、あるいは、もっと簡素化できるのではないかというような御意見ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

野澤委員 私、再度の意見なんですけど、問10は要らないんじゃないかと。先ほど、問10が重要だという意見はあったんですが、問8の方で、どこで、どの教科で、学年でやっているのかというのは問8で聞いているので、保管者は誰かというのはあんまり意味がないかなというふうに思っています。そういうので、問10は要らないかなというふうに思います。

秋田委員 表紙はやはり、どっちかというところ、法務省ではこういうふうなものを法教育と位置付けています、本調査はどういうことを目的にやっています、あとは、その下は回答の仕方みたいなことを書く程度かな。うちがやる調査も、そんな形にしているというのが多いです。今配っていただいたこのイメージのもの、これも大切かとは思いますが、やっぱり、B案の中の一番最後に、解説のところ、法教育のものが出ているので、これで十分なのかなというふうには思っているところです。

私、あと、ちょっと2点分らないのでお聞きしたいところなんですけれども、この7ページ問8のところなんです。すみません、何を聞きたいのというのにこだわってしまっていて申し訳ないんですけども、学校の立場からしてみると、「その他の教科等」以外の部分、社会科から特別活動のところ、社会科の5年は法教育に、法に関するものというのが位置付いていないので、産業等の学習はしていきますけれども、「法やきまり」というのは5年のところに入っていません。だから、ここは丸は付かないかなと思うんですけども。これ、丸が付かないと、学習指導要領のとおりやっていないですよ、履修漏れですよというメッセージにもなるので、みんな丸を付けると思うんですよ。それで、一体何を調査したいのっていうふうに、私、現場にいたら思ってしまう。

なので、逆に、社会の3年の安全のところ、警察、消防なんですけれども、そこや「法やきまり」のところ、それって下にも関わってくるのかもしれないですけども、実際に弁護士さんに来てもらったとか、そういう教材を使ったとか、そういう事例を知りたいということであれば、またちょっと聞き方が変わってくるんじゃないかと思うんですけども、この問8のところについては、基本的に、分かっている副校長だったら、全部丸を付けると思いますよね。これは、教育委員会は関係ない調査ですけども、それこそ区市町村の教育委員会なんかは、これ、丸が付いていないのって、履修漏れじゃんということ、非常にセンシティブになるところでもあると思うので、ちょっとその辺りが、問8のこの表って何をとりたいたいのかなっていうのが気になったということ。

あともう一つ、これはできればなんですけれども、問9のところでの様々な資料、冊子等々配布しているというところあるかと思うんですけども、これもやっぱり文章だけだったら分からないです。東京都が作成している道徳の教材集等々についても、文章だけだったら、先生たちもどの教材のことか分からないです。これが現状なんです。もっと、現場、しっかりしろよという御意見もあるかもしれないんですけども、いろん

な物が送られてくるので分からないです。何が言いたいかという、例えば、表紙の写真でも入れるとか、何かそういうものでもない、多分分かんないと思います。この教材ってあったっけ、使ったっけ、ええ、分かんない、じゃ、「使わない」でいいねっていうふうに回答するのが、何となく想像できるかなというので、何かそういう工夫もあるといいかなと思いました。以上です。

佐伯座長 どうもありがとうございます。今問8の何を聞こうとしているのかというのは、いかがですか。

川副官房付 問8につきましては、我々もなかなか問かけ方が難しいところがございます、御意見はごもっともだと受け止めております。正に、最後に添付している「法に関する教育」というこのカリキュラムについて、明確に文部科学省さんにおいても示していただいたことでもありますので、ここの部分の単元を授業で行っていれば、それは法教育の観点を取り入れられた授業を行っているということになります。学習指導要領に記載がある以上やっているということになりますので、それはみんなやっているでしょうということになるという御指摘だと思ひまして、そこはごもっともでございます。

そのため、聞き方が難しいと思ひておひまして、今の案では、本文は「法教育の観点を取り入れた授業」という形にしているんですが、例えば、問8-1のような、特に法教育の観点から工夫した授業を聞くことをもう問8の中にも入れ込んでしまう。特に、法教育の観点を意識して授業を行った場合に丸を付けてくださいとか、ちょっとその書き振りを、もう一段、法教育を意識して行ったかどうかといったところを聞くというやり方もあるかと、我々も思ひているところではあります。

佐伯座長 先ほど紹介された欠席の先生の御指摘とも関連するところでしょうか。やっているにしても、どのくらい法教育の観点を重視してやっているのかというところが知りたいということですかね。取組の程度を二重丸、丸、三角とかいうので表してもらいたいという御意見だったようですけれども、どういう聞き方が適切なのか。

秋田委員、お願いします。

秋田委員 そこもやっぱり基準を示さないと、答えろっていても難しいですよ。専門家を呼べば二重丸を付けていいのか、それとも、学校で、校内研等々で取り組んでいて発表したとか、冊子作ったとか。多分そういうことも回答はまちまちで出てくるかなというふうに思う。

ただ、私の案としては、この表でも、学習指導要領ではこの教科の中で位置付いていますよという表、ここを見せておいて、8-1の質問でもいいんじゃないかなと思うんですよ、学校では実施していますよねということで。これ以外の教科等で、もしやっていたら教えてください。と同時に、これらの学習指導要領に位置付いている中で、学校として何か特色ある教育活動ということで取り組んだものがあれば、実際どの教科のどの単元で、実際教材を何か使ったのか、専門家を呼んだのかとか、何かそういうふうな聞き方が回答はしやすいのかなって。そうすると、少しまたコンパクトにもなるのかなと思うんですけれども。

佐伯座長 自由記載が良いのか、項目を挙げてそれに丸を付ける形式が良いのかという御意見あったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

秋田委員 やっぱり、何がすごく法教育の観点を取り入れた授業を実施されていますかとい

うところで、二重丸っていう基準が、非常に難しいなと思うので、学校として、特色ある教育活動だよということにも取り組んでいるということであれば、下に多分書くと思うんですね。だから、それが二重丸ということなんじゃないのかなと、私は理解しているんですけども。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

この調査は、飽くまで法務省が主体となって行われる調査であって、この協議会は、参考意見を述べるまでということではあるんですけども、できるだけ回収率の高い実効的な調査になることが望ましいですので、是非いろいろと御意見伺えればと思います。

何か事務局の方で、さらにこの点について伺いたいというようなことはございますか。よろしいですか。

それでは、大変貴重な意見をたくさんいただきましたので、今の点を含めて、事務局の方で今後調査研究を実施していただくこととなります。今年度中に調査結果取りまとめまで行わなければならないという時間的制約があることから、委員の皆様にも再度の意見聴取を行うことは難しそうであるということですので、法務省におかれましては、今、委員の皆様からいただきました意見に最大限配慮をして、調査を行っていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

秋田委員 回収率を増やすという意味で思ったのは、法教育セミナーにこの間参加した先生方の学校には配った方が良いでしょう。そうすると、無作為じゃないということになるので、そこを法務省さんがどう考えるかということなんですけども、セミナーには、法教育に関心があるから参加されているので、その先生の学校には送った方が良いでしょうかなというふうに思います。

これも今、恐らく国でもそうだと思うんですけども、回収率が全体の10%とか30%とか言いますが、統計学等々の方では、特に何%というのはあんまり関係なくて、回収したものの中で、こういう傾向だよというのが調査の結果としてということで、都も今、そんな形でやっているんですね。なので、回収率であったり、そういうところを上げたいのであれば、ぜひこの法教育セミナーの、たくさん先生方が参加されたということなので、どうかというのは思いました。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題である、「今後の法教育の取組事項について」に移りたいと思います。今後の法教育の取組事項については、これまでの協議会でも御協議いただいていたところですが、本日は、今年度と来年度の取組事項と、更にその後の方向性について協議を進めていきたいと思います。

まず、令和元年度、今年度の取組事項について、事務局から説明をお願いいたします。

千葉部付 お手元の委員限り資料3を御覧ください。

「1 令和元年度の取組事項」には、本年度法務省において行いました取組及び今後年度末までに行う取組などについて記載しております。

1点目は、先ほど御報告させていただいた教員向け法教育セミナーです。

2点目は、先ほど御協議いただきました、学校現場における法教育実践状況調査です。本日の協議を踏まえ、年度内には調査結果について御報告できるよう進めてまいります。

3点目は、法教育授業実践報告、モデル事業例の作成状況についての御報告をさせてい

ただきたいと思います。前回の推進協議会におきましても御報告させていただきましたとおり、平成30年度までに完成いたしました小学生、中学生向けの視聴覚教材と高校生向けの冊子教材を使った具体的授業のイメージを持っていただき、学校現場における法教育授業の実践が促進されるよう、各教材の全ての授業案につき、教材作成部会委員の先生方を中心にモデル授業を実施していただき、その状況をまとめた実践報告を、法務省ホームページ上で公開することとしております。実践報告の作成要領につきましては、資料5を御覧ください。

現在、教材作成部会委員の先生方や御協力者の先生方におかれて、モデル授業を実施していただいております。既にモデル授業の日程については御案内をさせていただいておりますので、推進協議会の委員の皆様におかれましても、御見学の御希望等ございましたら、お知らせいただければと思います。今後は、教材作成部会委員と授業実施教員の共同執筆という形で授業の実践報告を作成いただき、教材作成部会において御了承いただいた後、本協議会におきましても御確認いただいた上で、法務省ホームページに公開する予定としております。

4点目は、京都コンGRESSにおけるイベントの開催についてです。お手元の資料6を御覧ください。前回会議においても御説明させていただきましたが、2020年4月に、京都におきまして第14回国連犯罪防止刑事司法会議、通称京都コンGRESSが開催されることとなりました。コンGRESSは、犯罪防止刑事司法分野における国連最大の国際会議でございますが、京都コンGRESSにおける議題の一つとして、「文化の独自性を尊重しつつ法遵守の文化の醸成をすることを含む社会的、教育的その他の関連方策」との内容が含まれておりますことから、法務省では、日本弁護士連合会、最高裁判所との共催で、我が国の法教育に関する取組を紹介するイベントを実施することといたしました。現時点の企画案につきまして、委員限り資料4を御覧ください。

企画案につきましては随時ブラッシュアップ中であることから、今後変更する可能性もございますが、「研究者から日本における法教育の現状等についての紹介」につきましては、本協議会の委員である磯山恭子先生から、法遵守の文化の醸成や法の支配の促進と法教育との関係、日本における法教育の現状についてお話しいただく予定としております。「日本における法教育の取組の紹介」においては、日本弁護士連合会、最高裁判所、法務省におけるそれぞれの法教育の取組につき、紹介予定です。「法教育授業の実践状況の紹介」では、法教育推進協議会作成の高校生向け教材を使った法教育授業の実践状況につき、授業風景の上映を行うなどしつつ、プレゼンテーションを行っていただく予定です。題材としては、「ルールづくり」に関する「ルールのない村」や、「刑事模擬裁判」を考えております。このうち、「刑事模擬裁判」の授業においては、最高裁判所、日本弁護士連合会、法務省から、裁判官、弁護士、検事がそれぞれゲストティーチャーとして授業に参加することを予定しております。

資料6の4ページにお戻りください。京都コンGRESSが開催される1週間前に、世界の若者たちがコンGRESSの議題に関連したテーマについて議論を行う、ユースフォーラムが行われます。その議題にも、法遵守の文化を醸成するための若者の教育が挙げられているところ、磯山委員にパネリストとして御協力いただき、世界の若者たちとの議論に参加いただく予定となっております。また、本年9月8日に、ユースフォーラムに関連

する公開シンポジウムが京都で開催され、500名を超える参加者の中、パネリストとして、本日御出席いただいている野坂委員と教材作成部会の野畑委員が登壇されて、プレゼンテーションや参加者との質疑応答に御対応いただきましたので、紹介させていただきます。

その他として2点申し上げます。

先ほど部長の金子からも紹介させていただきましたが、昨年度完成いたしました高校生向け法教育教材が学校現場で役立つ優秀な教材であるとして、公益財団法人消費者教育支援センター主催の「消費者教育教材資料表彰2019」で「優秀賞」を受賞いたしました。今回の受賞は、ひとえに皆様方のおかげでございます。改めて御礼申し上げます。

次に、来週末の10月5日土曜日に実施する「法の日」週間関連行事、いわゆる「法の日フェスタ」におけるイベントについてです。資料7を御覧ください。昨年引き続き、法教育関連のイベントとして、「ハウリス君と学ぼう法教育」と題して、小・中学生向け視聴覚教材の放映、ハウリス君と来場者との写真撮影などのイベントを予定しています。

御報告は以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。今年度に予定されています取組に関する、先ほどの事務局からの説明に関しまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、令和2年度を取組に移りたいと思います。まずは、令和2年度を取組として検討されている事項について、事務局から説明をお願いいたします。

千葉部付 それでは、御説明いたします。引き続き、委員限り資料3を御覧ください。

「2 令和2年度を取組事項」には、来年度事務局において検討・予定しております取組等について記載しております。飽くまでも、現時点で事務局において検討中の事項ではございますが、その方向性についてお諮りしたいと思います。

まずは、本年度行いました教員向け法教育セミナーを継続して実施することを検討しております。喫緊の課題である成年年齢引下げが実施される令和4年度まで、より多くの教員の方に参加いただけるよう、来年度は、東京に加え地方での開催もできないか検討しております。次に、本年度、小学校で実施する学校現場における法教育実践状況調査を、中学校、高等学校で実施することを予定しております。小学校における調査と同様、前回の調査からも期間が空いており、今後の法教育に関する実務的な課題を早急に把握する必要があると考えております。また、成年年齢引下げへの対応として、高校生向け法教育リーフレットの作成を検討しております。これは、成年年齢の引下げにより、特に影響を受ける高校生を対象に、契約や私法の基本的な考え方を習得させられるような生徒に直接配布するリーフレットを作成し、全国の高等学校に配布したいと考えております。その他、京都コンgresという国際的な会議で日本の法教育を紹介する機会を得たことや、留学生等外国の方向けの法教育教材に関するお問合せをいただいていることなどを踏まえ、視聴覚教材に英語字幕をつけるなど、法教育にアクセスしやすい環境を整備することも考えております。御報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。先ほど、法教育セミナーについては、東京と地方での開催や、その時期についても少し言及がございましたけれども、その他の点を含めまして、

令和2年度に予定されている取組に関する説明に関して、何か御意見等ございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

千葉部付 次回の法教育セミナーを実施するに当たって、先ほど時期につきまして、秋田委員から御意見をいただいたところでございますが、例えば、テーマについて、今回は「成年年齢引下げと新学習指導要領」というテーマで実施させていただいていたところではございますけれども、次回はどのようなテーマで行うべきか、また、学校現場に対する効果的な周知策等につきまして、委員の先生方から、御意見をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

佐伯座長 先ほど、今年のセミナーも大変盛況であったということ、御報告いただいたんですけども、それは、周知策が効果を上げているということではないんですか。更に何かということですか。

川副官房付 周知については、今年度は委員の先生方にも御協力いただきまして、例えば、関連するような学会の集まりなどにチラシを持って行っていただいたりとか、そういうお願いをさせていただいたんですが、周知期間が少し足りなかったというところは感じております。

そのほかに、ほかにもこういう方法があるよということがもしもあれば御意見をいただきたいということと、あとは、悩ましいのが、同じテーマで何回もセミナーをやった方が良いのか、やっぱり変えた方が良いのかという、根本的なところなんですけれども、今年度行いましたセミナーで、成年年齢引下げということを見据えて、私法の分野に特に力を入れて、主眼を当てて行ったんですけども、今年度参加した方も、また来年来ようかなと思っていただくには、テーマを変えた方が良いのかということもあります。ただ、まだ100名ちょっとというところの御参加ですので、やはり同じテーマで引き続きやっていくみたいな道もあるのか、その辺りで、もし御感触等がありましたら。それから、そういう会などにも御参加いただいていると思いますので、何かあれば教えていただきたいということです。

野澤委員 もし2回やるんだったら、1回は同じテーマで、主要都市でやって、もう一回はちょっと新しいテーマで、試してみたらいいんじゃないですかね。特に、私法があったんだったら、今度、例えば憲法とか、何か公法系があってもいいかもしれないですよ。その方が、「公共」という面でも、多分学校教育には合うのかもしれないですね。

佐伯座長 準備の都合もあるのだろうと思いますけれども、確かに、野澤先生のおっしゃるとおりだと思います。

江口委員 来年の計画で、高等学校の実践状況調査ができるかどうかというのは、ちょっと気になるのですが。要するに、高等学校は、指導要領は出ているが、教科書は出ていない。中学校はもう教科書が出てくるから調査できるけれども、その年度にやっているかという、やっていないから、前の学習指導要領をもとに実践状況を答えるという構造ですよ。令和4年に18歳になっていく人がということですよ。だから、来年やって、どのぐらい反映されるかって、ちょっと気になります。いいかどうか、やってみるというのは、一つの手なんですけれども、予定としてはどうなのかなというのは。文科省と相談してみてください。

佐伯座長 実践状況調査については、今年小学校で、来年、中学と高校となっていますけれども、来年は中学だけにするというのでしょうか。

江口委員 どっちがいいかということが、ちょっと気になりますかね。

佐伯座長 ありがとうございます。

橋本委員 今年、教員セミナーでテーマとして取り上げた成人年齢の引下げの問題というのは、家庭科の先生も非常に高い関心を持っていて、当然のことながら社会科、公民科の先生も関心を持っているというところもあるので、地方でセミナーをされるということであれば、少なくとも成人年齢の引下げは、もう一度テーマとして取り上げられればいいのかというふうには思います。あと、ほかにどういうテーマがあるかというのは、なかなか難しく、それぞれの学校の先生方のニーズとの兼ね合いもあるので、そこは少し注意して検討していく必要があるかなと思います。「公共」のお話もありましたけれども、高等学校は新しい科目として出てくるわけですが、今、江口委員もおっしゃったように、まだ教科書も出てきていない状況の中で、暗中模索のところでテーマとして、それこそ「公共」の授業をどうつくるかみたいところを法務省として出すというのは、なかなか難しいところもあったりすると思うので、いずれにしても、先生方のニーズを踏まえながら、テーマを検討していただければいいかなというふうに思います。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

令和2年度については、今後の予算のこともあるようですので、確定はできませんけれども、先ほどいただきました御意見も踏まえながら、ここに記載の事項を行うことを目指すという方向性で、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に、今後の取組として、法教育の在り方、取組の方向性について、自由に御意見をいただきたいと思います。これまで法教育推進協議会では、学校における法教育の普及・推進を中心に取組を進めてきたところですが、法教育実施対象の拡大、今後の法教育の在り方やどのようなアプローチをテーマに取り組んでいくべきかなど、委員の皆様のお考えを自由に御発言いただければと存じます。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

高橋司法書士 高橋ですが、この実践状況調査の結果を見ながらちょっと気が付いたんですが、法教育の推進や定着を考える際に、どうしても専門家とか関係機関との連携は非常に重要だと思うんですね。連携を深めることによって、教員の先生方の支援にもなるかと思うんですが、この調査結果を見ると、なかなか相談窓口が分からないとか、どこにアクセスしたらいいか分からないとかということもあるので、できれば、そういったいろんな専門家とか関係機関、いろんなところで法教育に関わっていますけれども、その情報を集約して発信する機関・機能がどこかにあった方がいいのかと思っています。前に法教育推進協議会の委員のときに、法テラスさんがそういうことができないかとか、いろいろ考えたこともあったんですが、それぞれの機関で行っているものを、そろそろ集約をして、お互いに高め合って、法教育の定着につなげるような方法を御検討いただければなと思っています。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

秋田委員 私は小学校籍ではあるんですけども、中学校、高校でも、法律実務家の方々が、

専門家の方々が、講師として授業に入っただけという取組は、東京都の中では、大分学校現場で、取り組み始めているかなという部分と、私ども都の教育委員会としても、法教育のパンフレット等を作成して、そこに連絡先とか載せて御連絡はさせていただいているところで、大分授業に入っただけで、本当にすごい有り難いというふうに思っているところなんです。と同時に、一つ、都の教育委員会から話があったというわけではないんですが、学校で広まれば広まるほど、弁護士さんでも行政書士さんでも司法書士さんでも、逆に今度派遣する方はなかなか回らない。東京でいえば、小学校1,300校ありますし、公立中学校でいえば600校ありますし、というところが一斉に、しかも、大体やるときって時期も一緒なんですよね。始めた頃は、これもちょっと聞いた話なんですけれども、今もそうなんですけれども、無料で派遣をさせていただいているんですけれども、どんどん増えてくると、なかなか日当の部分も含めて、そこが結構厳しいんだなんていう話も出てきて、じゃ、学校から少し講師代出してねってなると、授業の中に呼ぶ率というのは激減すると思うんですよね。何かその話も聞いていたものですから、すごく学校現場としては有り難いんです、いっぱい来ていただけるということは。ただ、やっぱり東京都は特殊ですよ。学校数も多いので、そうなったときに、どういうふうな体制の部分でやれるのかななんていうのは、学校現場の先生からは私も聞いているので、今後の方向性どうこうというわけではないんですけれども、情報提供ということで、今お話しさせていただきました。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

江口委員 言い過ぎかもしれないですけども、積極的に外国人も入れ込んだ日本型法教育をトライしてみてください。要するに、英語でやってみることだってできるでしょうということもあるし。だって、犯罪抑止に関係して、外国人問題も絶対入ってくるわけですから、いろいろな意味で、日本語に限らずやってみたらどうでしょうか。

佐伯座長 来年、令和2年度で、教材等の英語対応ということも予定されているようですが、更に対象を広げてという御意見かと思えます。ほかにはいかがでしょうか。

野坂委員 日弁連の法教育委員会の中に、政策提言チームという中長期戦略を考えるチームがあるんですが、最近そこで議論になっているのは、学校教育の外に法教育を広げていくべきなのかどうかということなんです。ただ、日弁連の中でも、その点についていろんな意見がありまして、学校だと教室という場所があるんですけども、一般市民の方には集まってもらわないといけない。相続法改正とか日常生活に関係があるようなテーマだと集められるんですが、なかなか法教育的なことで集まってもらうのは難しいんじゃないかという意見もあるんです。ただ、昔、私、法務省さんのシンポジウムでも発言したことがあるんですが、学校で教わっていることと家で親御さんがおっしゃっていることが全然違うというのは、これって結局建前なのねという意識につながりかねないので、中長期的には検討すべきテーマかなとは思っているんですけども。

一つ実践例として御報告しますと、もう10年以上前ですけども、文部科学省さんが法教育の実践研究の指定をされたときに、福井県教育委員会が指定を受けて、ある中学校を研究校に指定して、3年間ぐらいその学校でいろんなことをやったんですけども、校長先生がPTAと連携をしまして、年に1回、PTAの親御さんが集まってくる機会があるんですけども、そこで、お父さんが勝手に日記を見たみたいなお家庭の中での問

題を使って、子供さんと一緒に考えてもらうというようなことをやったことがあります。恐る恐るやったんですけれども、ものすごく好評で参加者も多かったということがあるので、仮に学校の外に広げていくのであれば、PTAと連携をしていくというのは、一つのやり方としてあり得るのかなというふうに思わないでもありません。

ドイツの政治教育を視察に行ったときに、クラスの生徒さんにいろいろインタビューをしたんですけれども、ほとんどの子供さんが、家に帰ってお父さんとかお母さんと、学校で議論したテーマについて家でも議論するというようなことを言っていたので驚いたことがあるんですけれども、親子で一緒に考えるというような機会があれば、家の中でもそういう議論みたいなものができるというふうに広がっていくのかなと思わないでもありません。以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。司会の不手際で、予定をしている時間に来ているんですけれども、若干延長させていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

さきほど、法テラスの役割が少し御意見に出ましたので、細川委員から少し何か、法テラスにおける取組について、お伺いできればと思うんですけれども。

細川委員 現在の法テラスの取組について、簡単に御説明いたします。現在、法テラスにおきましては、法教育について、年度計画などに基づき一般市民を対象にした法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組をやっているところでございます。図書館とか、大学とかとの共催の取組について、力を入れているところでございますが、これは、一度連携が構築できれば、翌年度以降も法教育イベントを取り上げていただけるという可能性も期待できるということや、共催先の施設を使わせてもらえるということ、広報活動についての協力も見込まれるということ、一定の参加人数も見込むことができること、そういったこともあり、現在はそういった関係機関との共催による取組をやっているところです。

課題としましては、そういった連携構築には労力と時間がかかるという問題があるところでございます。また、法テラスは、全国に拠点はありますが、例えば、事務所によって、常勤弁護士を置いているところ、置いていないところがあるというように、様々な個別の事情がございますので、それぞれの地方事務所で手探りで行わざるを得ないところもございます。そこで、内部的に事例集とか教材とかを作って、各地方事務所の取組を共有したり、各他方事務所の負担を軽減していくようにしているところでございます。

佐伯座長 ありがとうございます。ほかには御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後の取組の方向性については、本日の御議論を踏まえまして、事務局で引き続き検討をお願いいたします。

本日予定していた議題は、全て終了いたしました。この際、委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次回開催の予定等について、事務局から御説明ください。

川副官房付 ありがとうございます。

今年度は、あと1回、協議会を開催したいと考えております。開催時期につきましては、年明け以降となると思いますが、詳細につきましては、また追って連絡をさせていただきます。

ます。よろしく申し上げます。

佐伯座長 それでは、本日は大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日はこれで終了させていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

—了—